

学校いじめ防止基本方針

大阪府立いちりつ高等学校

令和5年9月1日改訂

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめがすべての生徒に関する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等のための対策をおこなう。さらに、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行わなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

いじめの防止やいじめの早期発見、いじめへの対処などに関する措置を実効的に行うため、「補導委員会」や「人権教育委員会」を効果的に活用し、いじめに関する情報を共有し、啓発活動を推進する。また、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急に会議を開催する。

(1) 名称「いじめの防止等に関する対策会議」以下「いじめ対策会議」

(2) 構成

①補導委員会

管理職、首席教諭、生徒指導主事、教務主任、各学年主任、生活指導部員

※学校長が必要と指名した教職員

②人権教育委員会

管理職、人権教育主担、各分掌から1名、※校長が必要と指名した教職員

(2) 活動内容

- ・ いじめの未然防止のための環境づくり
- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、実行、検証等
- ・ いじめの早期発見・事案対応
- ・ いじめに関する相談、通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応、検討、報告、決定

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

大阪府立いちりつ高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 人権HR (多様性を考える)	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知 人権HR (同和問題)	第1回 いじめ対策委員会(年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	校外学習	校外学習	校外学習	PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	いじめ等アンケート実施	いじめ等アンケート実施	いじめ等アンケート実施	教職員間による公開授業週間(わかる授業づくりの推進)第2回委員会(いじめ等アンケートの確認・進捗確認)
7月	保護者懇談期間 (家庭での様子の把握) 演劇鑑賞	保護者懇談期間 (家庭での様子の把握) 演劇鑑賞	保護者懇談期間 (家庭での様子の把握) 演劇鑑賞	
8月				
9月	いじめ等アンケート実施 文化祭	いじめ等アンケート実施 文化祭	いじめ等アンケート実施 文化祭	教育相談週間 第3回委員会(いじめ等アンケートの確認・進捗確認)
10月	個人面談	個人面談	個人面談	上半期のいじめ状況調査 第4回委員会(状況報告と取組の検証)
11月				
12月	保護者懇談期間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談期間 (家庭での様子の把握)	保護者懇談期間 (家庭での様子の把握)	
1月	いじめ等アンケート実施	いじめ等アンケート実施		第5回委員会(いじめ等アンケートの確認・進捗確認)
2月				第6回委員会(年間の取組の検証)
3月				

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

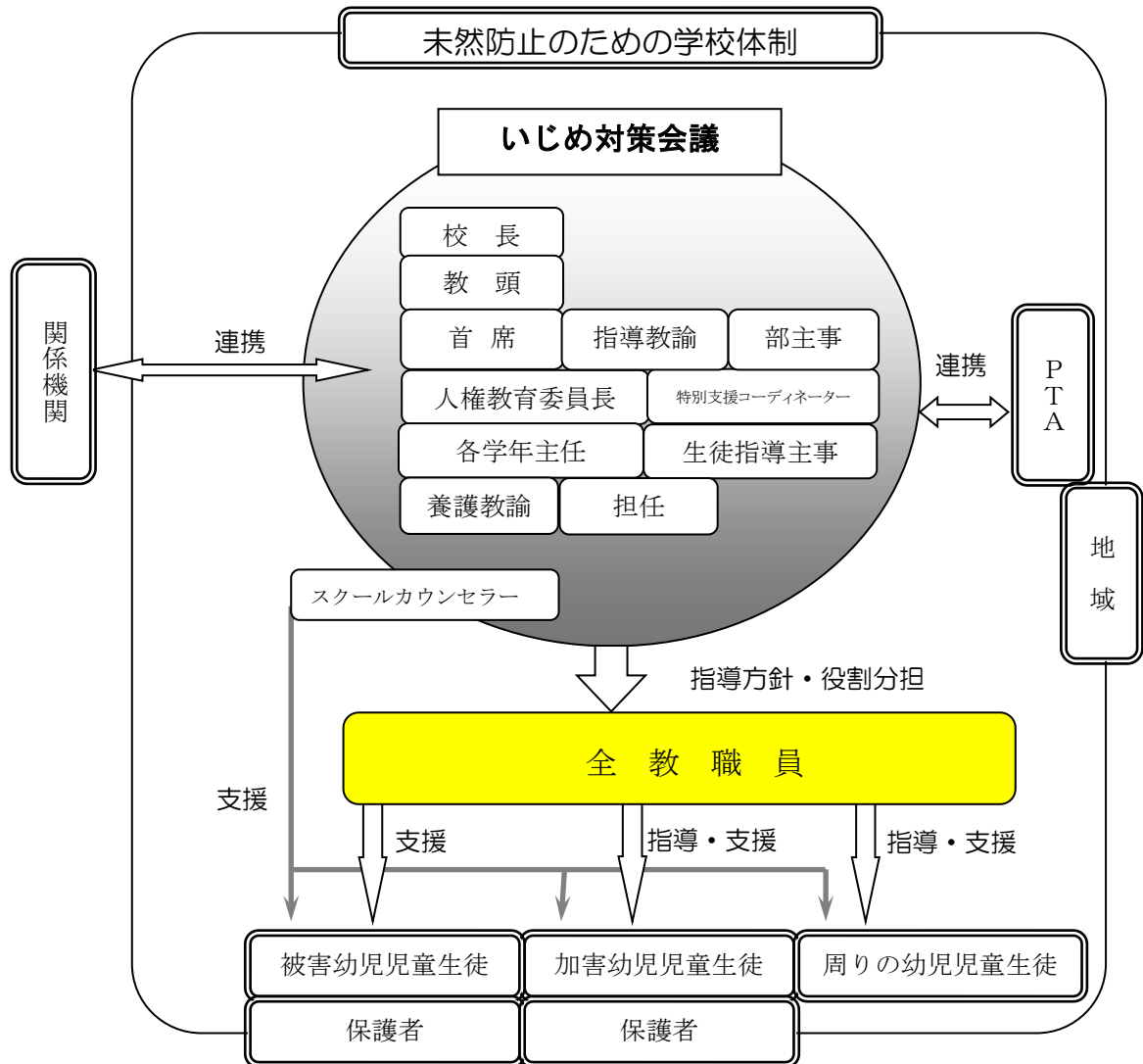
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、委員会を、年6回、開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な探究の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、お互いを思いやることのできるコミュニケーション力を養うため、すべての教育活動を通じ、人権尊重の精神に基づき、取り組みの充実を図る。また、ピア・サポート活動をはじめ、さまざまな生徒の活動に対して、生徒が自主的にいじめ防止に関わることのできる環境づくりに取り組む。
- (2) ピア・サポート活動をはじめ、さまざまな生徒の活動に対して、生徒が自主的にいじめ防止に関わることのできる環境づくりに取り組む。
- (3) 地域との交流や国際交流などの交流活動、体育大会や文化祭などの行事、社会体験活動などを通じ、保護者や地域、その他の関係機関との連携を深め、地域を交えて全関係者で生徒を見守る体制づくりに努める。
- (4) いじめは決して許されるものではないという共通認識のもと、全教職員がいじめのあり方について、研修や職員会議等を通して共通理解を図り、組織的に対応できるようにする。
- (5) 普段から生徒の行動に目を配り、生徒の小さな変化を見逃さないようにみまもっていく。また、生徒との信頼関係を築き、生徒が平常より様々な相談を行いやすい環境づくりに努める。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査（生徒対象いじめアンケート調査）を実施する。
- (2) 生徒及び保護者がいじめに関わる相談が行うことができるようスクールカウンセラーの活用など相談体制の充実を図る。
- (3) 相談や通報のあった事案については、「補導委員会」や「人権教育委員会」などを通じて情報共有を行う。

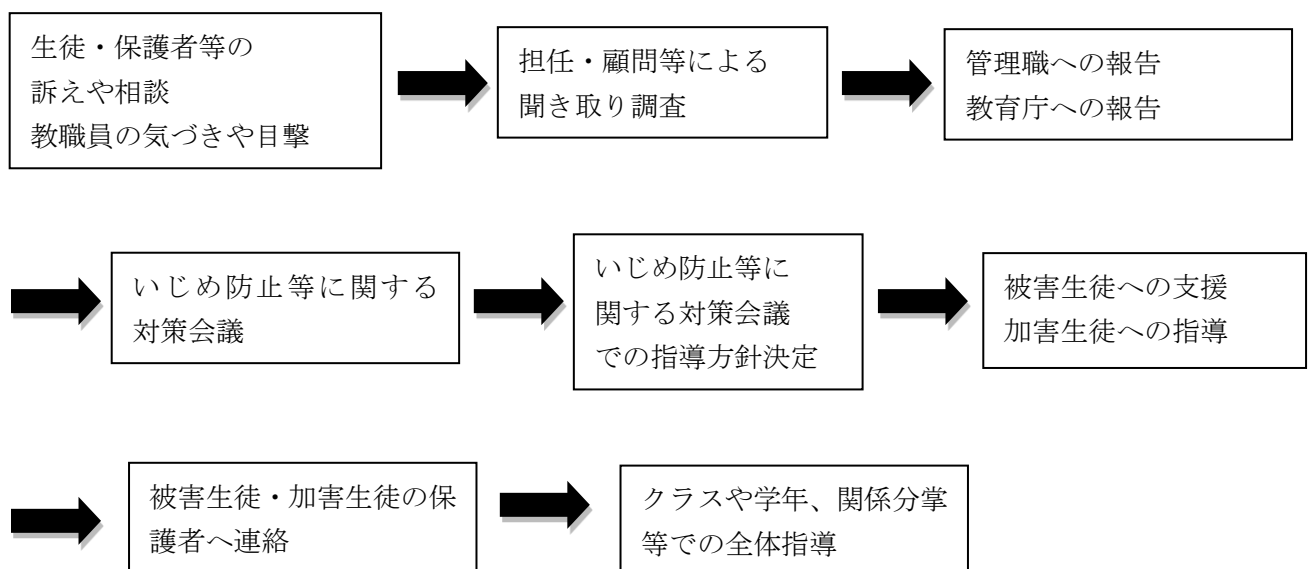
第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、下の「フローチャートチャート」を参考にして、外部機関とも連携する。



2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止

等の対策のための組織（いじめ対策会議）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策会議が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉え

させる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機

会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。